有斐閣判例六法 Professional
平成 26 年版

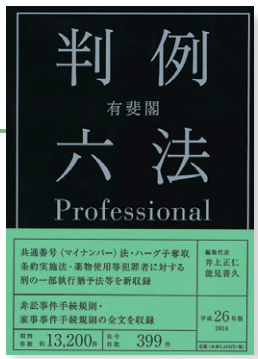

井上正仁＝能見善久　編集代表

2013 年 11 月刊／3996 頁／5670 円（税込）
A5 判／並製／箱入

学習 研究 実務 学部 LS 法曹 法務

編集担当者から

本書は，『有斐閣判例六法』の判例付法令 34 件に加え，租税法総論，所得税法，法人税法，不動産登記法，製造物責任法，商業登記法，民事再生法，消費者契約法，金融商品取引法，不正競争防止法の 10 件に判例を付け，不動産登記法と商業登記法については重要な通達・回答を掲げています。実務家の方々に限らず，判例や先例の学習が重要な資格の取得を目指す方々にもおすすめです。

本年版では，行政手続における特定の個人を識別するための番号利用法（マイナンバー法），ハーグ子奪取条約実施法，薬物使用等犯罪者に対する刑の一部執行猶予法などを新たに収録するとともに，刑法をはじめ公職選挙法，麻薬及び向精神薬取締法，金融商品取引法などの重要改正も織り込みました。

また，最新判例も多数掲載したほか，民法をはじめ既収録判例の見直し・整理を行い，結果として 1 万 3200 件の判例，審決及び先例を収録しています。

2 色刷，判例百選等評釈の紹介，判例集に未登載の判決等の事件番号の掲載といった使いやすくするための工夫が満載です。ぜひ手にとってみてください。（W）

Point!

より充実した 44 件の判例付法令。

1832

民法（◆【物権的請求権】―一七五条―一七七条）物権　総則

第二編　物権（平成一六法一四七本編全部改正）

第一章　総則

◆【物権的請求権】

一　物権的請求権と消滅時効

1 所有権に基づく所有物の返還請求権は、その所有権の作用であってこれから発生する独立の権利でないから、所有権自体と同じく消滅時効によって消滅することはない。（大判大5・6・23民録二二・一二六一）→六七条3

二　物権的請求権の行使

1 権利の濫用との関係↓一条3

2 不法原因給付との関係↓七〇条7・七〇八条7

3 2 1 行使の相手方

土地の所有権に基づく物上請求権――家屋を所有することによって現実にその土地を占拠して土地の所有権を侵害している者を被告としなければならない。（最判昭35・6・17民集一四・八・一三九六）……地所有者の仮処分申請により同人名義の保存登記がされている者が、仮処分申請前に登記のままその家屋を第三者に譲渡し、現在は所有者でなく、管理処分権をも有せず、事実上之を配もしていない場合は特段の事情の相手方とならない。

3 建物の所有権を有しない者は、所有者との合意により登記義務者となっていたとしても、敗地所有者に対して建物収去義務を負わない。（最判昭47・12・7民集二六・一〇・一八二九）

4 他人の土地上に自らの意思に基づいて建物所有権取得の登記を経由していた建物所有者は、その建物を他に譲渡しても、登記名義を保有する限り、土地所有者に対して建物収去・土地明渡しの義務を免れない。（最判平6・2・8民集四八・二・三五五、民セ講I〔六版四七〕）

三　物権的請求権の類推

5 特別都市計画法に基づき、換地予定地の指定の通知があった場合には、従前の土地の所有者は、換地予定地に対して所有権と同一の内容を有する使用収益権を有し、所有権に基づく物上請求権と同様の権利を行使し得る。（最判昭33・9・11民集一二・一三・二〇〇八、取引選六四）

6 建築基準法四二条一項五号により、道路位置指定を受けた現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、右道路の通行をその敷地所有者に妨害され、又はこれがあるときは、敷地所有者が通行を受忍することによって通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有する。（最判平9・12・18民集五一・一〇・四二四一↓九八条4、行総◘一）

7 建築基準法四二条一項により、指定を受け現に開設されている道路について前出6と同旨（最判平12・1・27判時一七〇三・三……ただし、自動車通行について日常生活上不可欠の利益を有しているとはいえないとした例）↓行総◘一14

四　自力救済↓一条4・七〇条3

（物権の創設）

第一七五条　物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

㊟↓民法に定める物権＝一八〇六（占有権）、二〇六（所有権）、二六五（地上権）、二七〇（永小作権）、二八〇（地役権）、二八六（留置権）、三〇六（先取特権）、三四二（質権）、三五九（抵当権）、『他の法律に定める物権』↓民施一・五七七、五八八、五九八、七五三、『商』三一五二（船舶先取特権）、『商』八四四（船舶抵当権）、『商』八四四―二（国際海運一九（船舶先取特権）、商八四四（船舶抵当権）、『木法』二（立木抵当権）、自抵三（自動車抵当権）、航抵三（航空機抵当権）、抵証（証券抵当）、企業担保一（企業担保権）、工抵一（工場抵当）、鉄抵一四（鉄抵当）、鉱抵一（鉱抵当）、軌道抵一（軌道抵当）、『交事抵九（港湾運送二三（運河法）三三（漁抵）、『財団抵』（財団抵当）、『農動産四（農動産の先取特権）、農抵一（農用動産抵当）、採石四（採石権）、租鉱権（租鉱権）、漁業一（漁業権）、漁業三①（入漁権）、ダム二〇（ダム使用権）、『物権の準拠法↓法適用一三

一　慣習上の物権が認められた例